

## 第二十三回 宗教法学会

## 国の宗教的中立性（ドイツ）

はじめに

清水 望  
（早稲田大学）

ドイツは、一九九〇年一〇月三日、長年の念願であつた統一を達成したが、旧西ドイツの国名であるドイツ連邦共和国がそのまま使われることになつた。本報告ではドイツ統一が実現される前のドイツ連邦共和国の国家・教会関係法、一般に国家教会法（Staatskirchenrecht）体制における宗教的中立性が中心になる。旧西ドイツでは、福音主義教会の信徒は四九%、カトリック教会の信徒が四四・六%、すなわち国民の九三・六%がキリスト教徒であつたが、そのような宗教事情を背景にして考察をすすめなければならぬ。他方、福音主義教会の信徒の多い旧東ドイツが、旧西ドイツに吸収・合併され、状況が変わつたことも事実であるが、「国の宗教的中立性」という論題に関する限り基本的な変化はみられない。こうしたことを前提として、統一が達成された後の国家教会法の現況についても若干触れることにしたい。ここでいわゆるドイツ国家教会法とはいかなる法体制であるのか、まずその特徴を明らかにしなければならぬ。わが国の宗教法人法によれば、宗教団体には単なる宗教結社にはないさまざまな保護・特典が与えられているが、それは教化活動を盛んにしようとする趣旨に他ならない。しかし同法が単

よって定立された教会員を拘束する法である<sup>(11)</sup>。もとよりドイツの二大教会であるローマ・カトリック教会の教会法と福音主義教会のそれとは歴史的にもその背景を異にし、一律に論ずることはできない。その差異はともかくとして、このように教会がその固有の事項について教会法を定立しうることは、「すべての人に適用される法律の制限の範囲内」においてはではあるが、教会の自律性が保障されているからに他ならない<sup>(12)</sup>。しかもこの教会の自律性はワイマール憲法時代に比して一層強化されている。いわんや君主制時代に対比すると一層強化されてきた。他方基本法のもとで法治国家の原理も、ワイマール憲法のもとにおけるよりも明確に強調された<sup>(13)</sup>。現行の国家教会法体系下で、教会の自律性と法治国家の原理とは、基本的には、いわば二律背反的に相互に対立を余儀なくされている<sup>(14)</sup>。

したがってスメントおよびその影響を受けた論者たちの所説は、かつてナチ体制のもとで「教会闘争の成果をふまえて、教会の国家権力からの自由および教会の独立とその公共的任務の承認を要請した」ものであることを認めた。そして現行体制に継承された「ワイマール憲法における教会条項」の意義変遷論を唱道したことはよく知られている。しかしオーバーマイヤーは、「旧来の国と教会との関係を規律する憲法規範のいわゆる意義変遷を援用して国と教会との分離「の基盤」を連携的な同格の原理におくことによって強調しすぎる<sup>(15)</sup>」ことに不満を隠さなかった。たしかに一九三四年のバルメン宣言の第五項では、バルメンの教会会議が、国は教会内の秩序に介入することやさし控えるべきことを強調し、国と教会との対立関係、つまり教会権と世俗権との同格性が主張された<sup>(16)</sup>。

(3) しかしオーバーマイヤーの指摘しているように、大教会がその卓越した歴史的、文化的意義のゆえに宗教団体のなかでも特別な範疇に属する性格をもっていること、しかも現実に大教会の有する諸特権は、国の宗教的かつ世界観的中立性という憲法的義務とどのように合致することができるかということも問題なしとしない<sup>(17)</sup>。すでに

触れた「同格理論」に対して、オーバーマイヤーはあえて「反歴史的虚構」と述べたが、それなりの理由がある。彼の立場にたてば、基本法第四条を中心に現行の国家教会法の構造は見直さなければならぬ。それはより徹底した政教分離への試みとも解される。このことは「同格理論」が徹底した「政教分離」の原理とは乖離せざるをえない側面をもっていることを示しているといえよう。カンペンハウゼンも、アメリカまたはフランス型のより徹底した分離とは区別される「不完全な分離」(hinkender Trennung)型であることを率直に認めながらも、個々の原則としては、宗教（世界観）的「中立性」(Neutralität)の原理とともに宗派「同権」および「非同化」(Nicht-identifikation)の原理をとりあげていることは、現行の国家教会法体系の特徴を知るうえで重要な意味をもっている。<sup>(18)</sup>このことをふまえてまず基本権としての宗教および世界観告白の自由と宗教（世界観）的中立性との関連がいかなるものであるかをみてゆきたい。

## 二 宗教および世界観告白と国の宗教的・世界的中立性

(1) ドイツ連邦共和国基本法は、その第一四〇条に「ワイマール憲法の教会条項」を継承したが、その第四条一項において「信仰・良心の自由並びに宗教および世界観の告白は、不可侵とする」とし、更に「妨げられることのない宗教行事は保障される。」(二項)旨を規定している。ここでは基本権の二重の性格が含まれている。まず個人の、もしくはは共同体における、信仰または世界観を告白し、それを拒否し、またはこれら両者について沈黙する自由を保障する主観的権利 (Subjektive Recht) の要素が保障されている。それらは妨害から保護を求める請求権と、直接間接を問わず、いかなる信仰の強制または世界観告白の強制も行われないことを求めることを根拠づけ

ている。<sup>(20)</sup> すなわち信仰および世界観告白の自由の不可侵性の要素として消極的な告白の自由を含んでいる。信仰告白は「単なる」知的な表明でないので、何人も強制されない。だからこそ消極的な告白の自由は、自らの宗教または世界観的な確信について沈黙をまもる自由を意味する。<sup>(21)</sup>

ついでヘッセの指摘しているように、民主的かつ法治国家的な客観的秩序 (Objektive Ordnung) の基本要素として、信仰・告白および礼拝の自由は、自由な政治過程の前提として、さらに今日の法治国家の基礎としての宗教的および世界観的な中立性を根拠づけている。<sup>(22)</sup> 換言すれば、中立性は、現代の法治国家の本質的構成要素になっている。<sup>(23)</sup> 連邦憲法裁判所でも、「世界観に中立的な国は、自由の内容を規制してはならないし、また市民の信仰または不信仰を評価してはならない。したがって国による特定の宗派の特権化も禁止されている」<sup>(24)</sup> 旨が判示されている。

ヘッセの言うように、宗教や世界観の正当性に関する決定権を有するのは、たとえ諷ることがあるにしても——同等の権利を持つ——個人に限られる。このような論理から、基本法によって創設された国は、宗教および世界観の告白の自由を保障しているが、国じしんは宗教的にも世界観的にも中立的でなければならぬ。<sup>(25)</sup> カンペンハウゼンによれば、国は、中立性の原則により、宗教のないし世界観的な問題について判断し、参加することを抑制するよう義務づけられている。国は往々にして宗教・世界観に無関心ないし世俗的不寛容な態度をとりやすいが、逆に正当とはいえない。それゆえにこそ国は、その境界内において表明される宗教および世界観に対して中立性を公的に保障するものであって、その独立性を主張しているのである。<sup>(26)</sup> もとよりここで宗教的要因が国から無視されているわけではないからである。

(2) オーバーマイヤーは、その論稿において、「このワイマール憲法第一三七条との関連で基本法第四条および

第一四〇条において含まれている国と教会との関係の原則規定が論じられなければならない」とし、「最終的に大教会の法律上の特権がどの程度認められるかという問題が検討される」べきことを説いた。彼は、「ヘッセン国事裁判所が有名な一九六五年一月二七日の学校祈祷事件判決において主張したように、基本法第四条の基本権は、前国家的かつ超実定法的な基本権であって、これは実定憲法に規定されてはじめて認められるものではなくて、それに先立つものである」という立場にたった。<sup>(27)</sup>そして「信仰の自由、良心の自由、信仰告白の自由は、「その享有を」今日ではもはや大教会員に限ることはできない」とし、この「信仰の自由、良心の自由および信仰告白の自由」という基本権の前には、いかなる種類の特権ないし不利益も排除される」と述べた。<sup>(28)</sup>さらに同年四月二八日のノルトライン・ヴェストファーレン州の新使徒教会の手数料免除に関する事件でも、連邦憲法裁判所は、その判決の中で、「基本法の国家教会法体制によれば、国は、すべての市民の信仰および信仰告白の自由のために種々の宗教および世界観に原則として中立的に対応する。もちろん基本法は国がすべて宗教団体を図式的に同様に扱う国家教会法を要求していない。むしろ個々の宗教団体の事実上の差異によって条件づけられる区分は認められている」と述べられていることは注目されてよい。

(3) 国の宗教的（世界観）的中立性の原理は憲法（基本法）に先行して与えられるものではない。国と宗教団体および世界観団体との関係を規定する諸条項は基本法の他の条項にもみられる。たとえば、信仰および宗教的見解に関する平等条項（第三条三項）、自らの子供をその考えに従い宗教的な立場から教育を行うが、いずれの宗教にしたがって行うかを決定する両親の権利（第六条二項）、宗教教育を公立学校における正規の教科目として、両親または成年に達した子供の選択によって受けることを保障すること（第七条三項一文）——国は宗教教育に対して監督権をもっているが、宗教団体の教義に従って行われる（これも国（州）と協力しなければならないことにおい

て *Rex mixtae* の問題である)——宗派の学校および世界観の学校を設立する権利(第七条五項)、宗教上の信仰告白に左右されることなく公務に就くことを保障すること、およびいずれかの信仰または世界観に帰属するかどうかによって不利益を蒙らざるを得ないようなことを禁止すること(第三三条三項)がそれである。これらの規定にもとづき宗教的・世界観的中立性が保持されているといつてよい。<sup>(30)</sup>

### 三 国の宗教的・世界観的中立性の意味

(1) 多くの論者が指摘しているように、国の宗教的、世界観的中立性は、今日の民主的かつ法治国家的な客観法秩序の基本的要素としてとらえられているが、それは基本法によってはじめて信仰・告白および礼拝の自由が、自由な政治的かつ精神的過程を保障することになり、権威ある価値観が国の影響を受けることなく形成されることになるからに他ならない。その限りにおいて信仰および告白の保障は、国による侵害または教会による干渉を防ぐという目的に役立つだけでなく、同時にその自由の現実化のためにも役立つことになるからである。さらにこの保障は、一つの信仰または一つの世界観に限定されていない。けだし信仰または世界観は、多元的に存在することによってのみ、憲法(基本法)が問題にしている自由な政治的かつ精神的過程の要因として機能することができるからである。<sup>(31)</sup>ところで基本法第一四〇条に継承された「ワイマール憲法の教会条項」によって国と宗教団体(教会)の関係は、原則的には分離されているものの、とくに既存の両大教会——福音主義教会とローマ・カトリック教会——は公法上の団体としての地位を認められ、国と宗教団体との関係は協力関係にある。ここでは *Rex Mixtae* の問題を検討しなければならない。<sup>(32)</sup>

(2) 基本法第一四〇条により継承されたワイマール憲法第一三七条六項により、公法上の団体である宗教団体、とくに教会は、各州の市民租税台帳に基づき、州（ラント）法の規定に従って課税・徴収する。すなわち国（州）の法律により諸教会に保障された高権にもとづいて課税・徴収される教会税に関して、教会と国（州）とは協力しなければならぬ<sup>(33)</sup>。この教会税の徴収によって教会は、その膨大な資金を基盤に約一万の幼稚園、何千もの孤児院、病院や身体障害者施設、老人ホームや学校などを運営し、発展途上国や外国人労働者への援助を強力に行うなど少なくとも国民の生活にとり、もはやとってかえがたい重要な役割を占めている<sup>(34)</sup>。ここで教会によって維持されている幼稚園、学校、病院および老人ホームなど——相当多くの国民がそれぞれの時代に全てまたは部分的にかわりをもっている——を一瞥するだけでも、これらは国の法律で尊重しなければならないからである。もしこれを尊重しないで宗教的な立場を無視し、中立性の原則に対応しようとするのであれば、国は国民の確信を蔑視し、極端な場合に侵害する責任を負うことになる<sup>(35)</sup>。いわば *Rex Eritrea* の最も重要な例である。ただこの場合、教会税の課税・徴収によって個人の宗教的信条が雇用者など他人に知られてしまうことは、基本法上、信教の自由、さらに政教分離の原則といった面から問題なしとしない<sup>(36)</sup>。

また基本法第七条三項によれば、宗教教育は公立学校の正規の教科目とされている。国は、宗教教育に対して監督権をもっているが、宗教団体の教義に従って行われる（ただプレーメンにおいては、基本法第一四一条の適用を受け、宗教教育は、学校外の教会で行われる<sup>(37)</sup>）。これも国（州）と教会が協力しなければならない問題だからである<sup>(37)</sup>。

(3) 国と宗教団体（教会）との関係について、既存の両大教会が歴史的に果たしてきた役割はきわめて大きい。しかし基本法第四条の趣旨により、同条に規定する基本権の前にはいかなる種類の特権ないし不利益も排除すべき



だという立場から、国と教会との関係は、より厳格に解釈すべきだとする論者もいる。<sup>(38)</sup> にもかかわらず現行法体制のもとではむしろ緩やかに解釈すべきだとする見解が有力である。

一般的に宗教団体ないし教会に対する国の助成については個々の事例をみると基本法の趣旨に果たして合致したものであるか否か、根本的な点において意見の対立がみられる。一方の立場にたてば、基本法上、明確に保障されているとは言えない教会に対する助成は、多元主義的な視点よりみて、妥当性を欠く教会の側に有利に解釈された宗教の特権化につながる。しかし他方の立場からすれば、この教会に対する助成を撤廃することへの要請は、同じく多元主義的な視点からみて、妥当性を欠く教会の「実質的」差別につながることになる。<sup>(39)</sup>

われわれは、ここに多元主義を志向した共同体＝公共組織における「中立的な」国の本質にかかわる基本問題が提示されていることを認めざるをえない。国に自らが教会側に有利に解釈された宗教「団体」への助成を控える場合にこそ宗教的・世界観的な中立性を具体化することになるのであろうか。このような問題提起は、いずれか一方の立場をとれば、他方の立場は認められないと言うジレンマに陥ることになる。換言すれば、両者の分離を志向してその関係をより厳格に解釈すべきだとする見解と現行法制のもとでより緩やかに解釈すべきだとする見解が対立している。<sup>(40)</sup>

(4) 以上のことから窺えるように、「中立性」の概念は、憲法上の多くの概念と同じように、それぞれの対象、関連、基準いかにかわる相対的概念である。すでに触れたように、ドイツにおける国と教会との関係は「不完全な分離」であるが、それは既存の教会が公法上の団体と地位を有していることにあらわれている。国の任務としての宗教教育の保障および国の宗派学校の暗黙裡の認容にみられるように、国が宗教(団体)を助成する活動をすべて拒否しているわけではない。基本法のもとでは、アメリカ合衆国においてみられるように、「宗教の国定」

(Establishment of religion) の一般的禁止から出発することはできない。<sup>(42)</sup> ドイツでは以上に述べた活動は二つの具体的な規定において限界がみられる。①国教会の禁止（基本法第一四〇条に継承されたワイマール憲法第一三七条一項）②信仰および良心の自由（基本法第四条一項）がそれである。ただ国教会の禁止にかかわらず、現実にはラント教会制の復元の方向がみられる限り、この規定の実効性を失いつつあるのではないかという疑問は拭いきれない。<sup>(43)</sup> それでも基本法第四条一項に徴して、国教会の禁止の基礎にある国の宗教的中立性の思想は依然として実効性をもっていると解してよい。一九六五年二月一四日の連邦憲法裁判所の判決でも「誰彼の区別なく『すべての公民の安住の地』（Heimstatt aller Staatsbürger）としての国に、宗教的・世界観的中立の義務を課している」ことを前提として、国家教会法的方式の実施を拒み、特定の宗派に特権を与えることを差し控えている<sup>(44)</sup>」と判示している。またオーバーマイヤーの言うように、「国の「宗教的・世界観的」告白に関する中立性は、なによりもとくに宗教的・世界観的な緊張関係に直面させられる法的共同体における平穩（静謐）に役立つ<sup>(45)</sup>」ものといえよう。のみならずこの「国の中立性は、対内的な平穩（静謐）の本質的前提条件であり、基本法第四条一項の主観的権利を実効的に保障する<sup>(46)</sup>」ものと言ってよい。

(5) さらに宗教的中立性は、国が個人的な不可知論ないし無関心を懲憑することを意味するものではない。<sup>(47)</sup> 国の中立性は、シュタルクも言うように、基本権および国家教会法的な憲法（基本法）規範によって保護される信仰上の確信および宗教団体に対する無関心を意味するものではない。いな基本法によって認められた人間の宗教的関心「の尊重」は、国をも拘束する<sup>(48)</sup>。したがって国は、市民の宗教的決定を尊重しなければならぬ。そこで国は国民の社会的および文化的諸関係をその諸規範と諸制度とによって規律する。国が中立であろうとする場合、公法と同じく私法の一般的秩序は、市民に言葉および行為において、職業、教育、家庭、文化および社会的な接触の

中で、その信仰告白と一致した生活を行う余地と自由を与えなければならぬ。国の諸制度は、それらが「開かれた」(offen)ものであるならば、中立的なものである。それゆえに宗教的な中立性は、一定の立場をもたない、したがって世界観的に空白状態といった意味で中立性の命題をとりあげようとするものではない。それはキリスト教徒を中立性の命題のもとに公然とまたは暗黙理に無神論者の基準に従って測ることになってしまう。世俗的な個人の地位の規制において、憲法は、すでにきわめて簡潔に信仰告白を理由とする特権ないし不利益を禁止している。(基本法第三条三項、第三三三三項)。市民は、自ら、信仰を伴った精神生活を自由に選ぶものと解している。ここで中立性は、国法から宗教的なものを「世俗主義的ないし全体的に」無視すること、ないしその範囲から除外することの要請を意味するものではなく、国の中立的な開放性と矛盾する宗教的な絶対的要請からの独立性を意味する。<sup>(49)</sup>

#### 四 宗教団体(教会)の政治的中立性

(1) 一方で国の宗教的・世界的中立性が要請されるならば、宗教(団体)もまた政治的中立性を保持しなければならない。ここで想起されるのは、一九三二年六月に当時のドイツ福音主義教会内部において、公的につくられた「ドイツ的キリスト者」信仰運動である。この運動は、ライヒ教会およびその監督職の設置を主張し、「教会と国家の強制的同質化」を画策していた。この運動の指導者らは、ナチ党と国家の援助をうけて教会内で支配権を継承しようとしていたからである。しかもこの運動の組織は、教会の政治的および人種的純化、ライヒ総監督のもとでの指導者原理による教会の中央集権化と明確な方向づけ、および教会法にもとづく教会内の合議機関の全

面的除去に努めた。それは国の側からの強制的同質化政策に呼応するかたちで行われた。換言すれば、教会の側からの「教会と国家の強制的同質化」への画策は、ナチ側からすれば、「国家と教会の強制的同質化」政策につながるものであった。<sup>(50)</sup>

この政策のもとに一九三三年七月一日の単一のドイツ福音主義教会がドイツ福音主義教会憲法の採択により承認された。E・ヴォルフが言うようにナチ的な指導者原理が権力集中主義に根ざすものであったことは言うまでもない。<sup>(51)</sup>そしてこの教会内で全体に対し監督指導権を有するライヒ総監督という役職をめぐって争いが生じた。その後、L・ミュラーがヒトラーの意向を汲んで総監督の職につき、△教会と国家の緊急事態を克服するための行政命令▽を根拠にして指導権を掌握した。<sup>(52)</sup>「ドイツ的キリスト者」信仰運動を推進する人びとは、「一国家、一民族、一教会」を主張し、ナチ政府のアーリア人条項の教会への導入に努めた。このような運動に対し抵抗の姿勢を示したのは、M・ニーメラーらを指導者とする人々であり、彼らを中心として牧師緊急同盟が結成され、<sup>(53)</sup>「教会闘争」が展開されたことはよく知られている。

(2) ナチ政府は、一九三四年四月以降、さきの「ドイツ的キリスト者」運動に呼応して、福音主義教会を自らの統制下におき、これを従属せしめることを目的として一連の国家的措置を講じた。とくにさきの牧師緊急同盟に対する抑制は露骨なかたちをとったが、同盟側もこれに屈せず同年五月二十九日より三十一日にかけてバルメンで第一回告白会議を開き、神学上の宣言を発表した。この会議において採択されたのが、有名な「バルメン宣言」である。<sup>(54)</sup>このバルメン宣言について言及したものは、近年わが国でも少なくない。この「バルメン宣言」はヒトラーの指導者原理に批判的な立場を表明したものであるが、その第五項はとくに国家と教会の分離に依拠したものととして注目される。同項の敷えんでは、まず「国家がその特別な委託を超えて、人間生活の唯一にして全体的な秩序となり、

したがって教会の使命を果たすべきであるとか、そのようなことが可能であるというような誤った教えを退ける」としたうえで、「教会がその特別な委託を超えて国家的性格、国家的課題、国家的価値を獲得し、そのことよって自ら国家の一機関となるべきであるとか、そのようなことが可能であるというような誤った教えを退ける」<sup>(55)</sup>旨が表明されている。

この宣言の表明後、ライヒ福音主義教会とその監督は露骨な干渉を繰り返した。同年一〇月一九日より二〇日にかけてダールームで第二回告白会議が開かれ、いわゆるバルメンⅡダールーム路線が確立され、告白教会が成立した。こうした状況のもとでL・ミュラーは既に統制力を失った。<sup>(56)</sup>教会内部における「ドイツ的キリスト者」信仰運動が、政治的にナチ体制に迎合し、中立性を放棄したことが、国の命運にいかにか大きな影響を及ぼしたかを端的に示したものとさえよう。一般にドイツ連邦共和国の国家教会体制のもとで国と宗教団体(教会)<sup>(57)</sup>の関係は友好的・連携的であるといわれるだけに、「バルメン宣言」のもつ意義・影響が大きいことは注目されてよい。ドイツ福音主義教会基本法第一条において「ドイツ福音主義教会は、その傘下教会とともに第一回バルメン信仰告白会議の決議を肯定する」(二項二文)<sup>(58)</sup>の立場をとっているが、ドイツ福音主義教会がバルメン宣言をその基盤としていることは、見のがすことができない。

お  
わ  
り  
に

はじめに述べたように、一九九〇年秋、ドイツは統一を達成したが、手続的に基本法第二三条の適用によって旧東ドイツが旧西ドイツに吸収・合併されるかたちをとった。<sup>(59)</sup>旧東ドイツの「平和的革新」において、大きな役割

をはたしたのは、福音主義（ラント）教会であったことは言うまでもない。統一以前には、福音主義教会の牧師の中には教会税の課税・徴収に反する論者もいたが、結局、両ドイツによって締結された統一一条約に依拠して、教会税の課税・徴収は既定の事実になった。<sup>(61)</sup>とくに旧東ドイツ地区では失業問題が、深刻化している折から、問題なしとしない。しかし旧東ドイツでは、その地位を剥奪された教会に統一一条約により、再び公法上の団体の地位が認められることになった。リュフナーが指摘しているように、再生ドイツ連邦共和国は、ナチ体制とも共産主義体制とも異なっている。<sup>(62)</sup>すでに触れたように教会（宗教団体）は、国との関係では、現実には「厳格な分離」というよりも連携的・友好的関係にあるといつてよい。ただ歴史的に既存の大教会が果たしてきた役割が、大きかっただけに、その役割を強調し過ぎると自ずからその特権化につながることになる。このような特権化にとって絶対的な「壁」になるものは、基本法第四条に定める良心・信仰告白の自由であろう。したがってそこから生ずる信仰的ないし宗教的中立性を保持することが、国の責務であるとする見解も根強いものがある。

(1) Statistischer Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1988 für die Bundesrepublik 1988, S. 54.

(2) わが国の宗教団体法は一九三八年に成立、翌四〇年に施行された。同法については、井上恵行『宗教法入法の基礎的研究』（第一書房・昭和五五年）二二九―四〇頁参照。

(3) 当時の臨時革命政府の採った宗教政策は徹底した政教分離をめざすものであったが、これらの点については清水望『国家と宗教』（早稲田大学出版部・一九九一年）六一頁以下参照。

(4) Peter Badura, Staatsrecht, 1986, S. 559. なおエルラーは、「国家教会法の法源として、とりわけ憲法、法律および国（州）と教会との間の条約が問題になる」（A. J. Zerner, Kirchenrecht, 1983, S. 94）としつてゐる。

(5) 清水・前掲書二八頁。

- (6) Heiner Marré, Entscheidung kirchlicher Angelegenheiten durch staatliche Gerichte. Deutsches Verwaltungsblatt, 1967, S. 443.
- (7) 清水・前掲書二一九頁以下。
- (8) 具体的な裁判所の対応と「同格理論」批判への反論については、清水・前掲書三三三頁以下参照。
- (9) Badura, a. a. O. .
- (10) David A. Seeber, Katholische Kirche und Staat in der Bundesrepublik Deutschland seit 1945. in: Georg Denzler (Hrsg.), Kirche und Staat auf Distanz. 1977, S. 111. D. A. ゼーバー、生地祐「ドイツ連邦共和国におけるカトリック教会と国家」G・テノシラー編著、相沢好則監修『教会と国家』（新教出版社・一九八五年）一八四頁。
- (11) Badura, a. a. O., S. 598-9
- (12) Axel Frhr. v. Campenhausen, Staatskirchenrecht, 2. Aufl. 1983, S. 202. この意味において国は宗教団体、とくに教会に「内なる自治」(forum internum) の自由を認めている。
- (13) Wolfgang Rübner, Rechtsschutz gegen kirchliche Rechtshandlungen und Nachprüfung kirchlicher Entscheidungen durch staatliche Gerichte, Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland (HdbStKirchR), Bd. 1. (Hrsg.) E. Friesenhahn, U. Scheuner, 1974, S. 759f.
- (14) A. a. O., S. 760f. 言葉を調整するならば、現実とはまわめて困難であるといえる。概して言えば、「現在の裁判は、とかく教会の独立性を強調し、『国による』法的保護を監視する傾向がある」とは、おおつぐくぬばい。
- (15) K. Obermayer, Staatskirchenrecht im Wandel. Die Öffentliche Verwaltung, (DÖV) . 1967, S. 10.
- (16) Ernst-Werner Fuss, Kirche und Staat unter dem Grundgesetz. DÖV 1961, Heft, 19 S. 734f.
- (17) Obermayer, a. a. O., S. 11.
- (18) A. a. O., S. 12.
- (19) v. Campenhausen, Art. 140 Rdnr. 13ff. in: v. Mangoldt/Klein/v. Campenhausen, Das Bonner Grundgesetz, Bd. 14, 1991.
- (20) K. Hesse, Grundzüge des Verfassungsrechts der Bundesrepublik Deutschland, 11. Aufl. 1978, S. 157. ロッサート・クニヤ著、同部照哉他訳「西ドイツ憲法要綱」（日本評論社・一九八三年）一九五頁参照。

- (21) *U-Preuss, Art. 4, Abs. 1, 2. Rdnr.* 23. in: *Kommentar zum Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland*, Bd. 1, Art. 1-20, 1989.
- (22) *Hesse, a. a. O., S. 158*. 邦訳一九五頁。
- (23) *Christian Starck, Art. 4 Abs. 1, 2. Rdnr. 12*, in: *Das Bonner Grundgesetz*, (Hrsg.) v. Mangoldt/Klein/Starck, Bd. 1, 3. Aufl., 1985.
- (24) *BVerfGE 19, 206, 216f.*
- (25) *Hesse, a. a. O., S. 66*. 邦訳七八—九頁。
- (26) *v. Campenhausen, Art. 140 Rdnr. 21*.
- (27) *Obermayer, a. a. O., S. 11*。なお連邦憲法裁判所の一九七九年一〇月一六日における学校祈祷事件の判決では、「このハッセン軍事裁判所の学校祈祷事件の判決が引用され、批判的に言及されている（*BVerfGE 52, S. 223ff.*）」。笹川紀勝「政教分離原則と制度的保障」『北星論叢』第一九号「三九頁以下に詳し」。
- (28) *Obermayer, a. a. O., S. 12*.
- (29) *BVerfE 19 I (8)*.
- (30) *v. Campenhausen, Art. 140 Rdnr. 20*.
- (31) この問題については、清水・前掲書四一七頁以下参照。
- (32) 清水・前掲書五三三八頁以下参照。
- (33) *Rüfner, a. a. O., S. 770—1*.
- (34) クラール『ドイツ語学辞典』信岡會生編（三修社・一九八七年）七六四頁参照。なお信教の自由との関連については、*Maré, Das kirchliche Besteuerungsrecht*, *HbStKKirchR Bd. 2, 1975, S. 39*.
- (35) *Vgl. v. Campenhausen, Art. 140 Rdnr. 16ff.*
- (36) 信岡會・前掲辞典七六四頁。
- (37) 清水・前掲書五四二頁参照。



- (38) Obermayer, a. a. O., S. 12.
- (39) Klaus G. Meyer-Teschendorf, Staat und Kirche im pluralistischen Gemeinwesen, 1979, S. 145.
- (40) A. a. O. のように国家自ら教会を助成するならば、そのことにより国は、当然に教会の宗教的な綱領を確認し、したがって「国家教会的な」護送現業が存在するようになるのではないかという問題が生ずる。
- (41) v.Campenhausen, Art. 140 Rdnr. 13.
- (42) Hermann Weber, Grundprobleme des Staatskirchenrechts, Juristische Schulung, 1967, Heft, 10, S. 442f. アメリカの「宗教の国定」の一般禁止については、澤沢信彦『国家と宗教の分離』（巨野田大寺出版部・一九八五年）参照。
- (43) H.Weber, a. a. O., S. 443.
- (44) BVerfGE 19, 216. Vgl. Leibholz-Rinck, Art. 4 Anm. 1, in: Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, Kommentar an Hand der Rechtsprechung des Bundesverfassungsrechts, 5. Aufl. 1975.
- (45) Obermayer, Kommentar zum Bonner Grundgesetz, 1971, Art.140 Rdnr.77.
- (46) Starck, Art.4 Abs.1,2. Rdnr.12.
- (47) M. Heckel, Staatliche Kunst, Rechtsfragen kirchlicher Kulturdenkmäler, 1968, S. 209.
- (48) Starck, Art. 4 Rdnr. 12.
- (49) M.Heckel, a. a. O.
- (50) 清水・前掲書九〇頁以下参照。
- (51) E.Wolf, Ordnung der Kirche, 1961, S. 428.
- (52) K.D.Bracher, Die Deutsche Diktatur, Entstehung・Struktur・Folgen des Nationalismus. 6., Aufl. 1979, S. 413. K. D. フランク著、山口定・高橋進共訳『ドイツの独裁Ⅱ——ナチズムの生成・構造・崩壊——』（岩波書店・一九七五年）六八九―九〇頁。
- (53) Obermayer, Art. 140 GG Rdnr. 32. この緊急教師同盟は一九三三年九月二日に解散された。
- (54) バルメン会議の経過については、関島栄一『バルメン宣言研究』（日本基督教団出版局・一九七五年）第三章に詳しい。
- (55) 雨宮・前掲書二八九頁以下参照。

- (56) Bracher, a. a. O., S. 416. 邦訳六九五頁。ナチ政府は、ミュラーの辞任拒否にもかかわらず、教会内部からの強制的同質化政策を断念し、ケルルのもとにライヒ教会省を設置した。そしてドイツ福音主義教会保障法を制定し、さまざまな方策を講じた。この点については、清水・前掲書一〇〇頁以下参照。
- (57) 清水・前掲書九六頁参照。
- (58) パルメン宣言の第五項は、新たに可決された個々の福音主義教会でも明確に「信仰の証し」と承認された。この問題については、清水・前掲書一〇五頁。
- (59) 基本法第三三条による編入については、シュテルンも支持しているように、賛成論が多数説である。この点については、清水・前掲書六〇―一頁以下参照。
- (60) 佐々木悟史「東独への旅から」『福音と世界』（一九九〇年七月）四九頁。
- (61) こゝで依拠された教会税法（Kirchensteuergesetz）は、正式にはGesetz zur Regelung des Kirchensteuerwesens, 1990を以て。Vgl. Klaus Stern/Bruno Schmidt-Bleitru (Hrsg.), Einigungsvertrag und Wahlvertrag, 1990, S.950.
- (62) Rüdiger, Deutsche Einheit im Staatskirchenrecht, Essener Gespräche zum Thema Staat und Kirche, Bd. 26/ 1992, S. 84.